

☆ メールリングリストを使った交流 ☆

組合員になるとメールリングリストに参加でき、他の事務所の組合員と仕事に関する情報交換や職場でのお悩み相談などを気軽に行う事が出来ます^^

私達の組合は個人事務所をはじめ小さな職場の集合体であるため、メールを使うことでみんなの仕事の経験を共有し仕事のスキルアップに繋がったり、各職場の労働環境について相談したりするなどの交流をしています。

メールで流れている情報を見るだけでも、自分の仕事に活かす事が出来ますし、また自分から投稿をすると、多くの反応が返ってきて仲間の存在を実感できます♪

□例□ 自己破産申立について

Q) 依頼者は母と同居しています。同居している土地、建物は父の名義です。父は10年以上前に死亡しています。依頼者は父から生前、相続分を超える（不動産の持分評価を超える）多くの金銭的援助を受けており、相続分はないものと母と兄弟からは言われています。しかし、現在も登記名義は死亡した父のままです。この場合、どのように自己破産申立をすればよいのでしょうか？

A) 遺産分割協議等がなされておらず被相続人名義のままとなっている不動産については、申立人の相続分を明らかにしておくため戸籍謄本・除籍謄本等を提出しますが、このケースでは金銭的援助など相続分を超える生前贈与を受けているとのことですから、その旨を書面等で裁判所へ報告をしてはいかがでしょうか。

今からあわてて相続登記を行ったりするのは変な誤解を与えかねず、避けた方が良いでしょう。相続関係を証明する戸籍謄本等に加え、例えば他の相続人全員の上申書（印鑑証明書付き）を添付し、その上申書の中で申立人には相続分がない旨を記載するなども一つの方法でしょう。